

## 令和3年度 「日中一時支援事業」事業計画

### 1 運営方針

障がい児・者（以下「利用者」という。）が、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中等における活動の場を提供し、利用者の家族の就労及び介護者の一時的な休息を手助けするなど福祉の向上に寄与することを目的に実施する。

### 2 サービスの内容

- (1) 利用者の障害程度に応じたサービスを提供する。
- (2) サービスの提供は、支援員等が行う。
- (3) サービスの提供にあたっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう適切な支援を行う。
- (4) 利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに必要がある時は適切な時間に食事を提供する。
- (5) 自力での通所が困難な利用者には、施設の送迎を利用した送迎を行う。

### 3 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族、後見人の相談に適切に応えるとともに、必要な助言等を行う。

### 4 健康管理等

常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持や虐待防止、苦情解決のために適切な措置を講じる。

### 5 利用対象者、実施期間・定員

対象者 実施市町から日中一時支援事業利用者証の交付を受けている障がい児及び障がい者

期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

定 員 1日当たり5人。ただし、ゆーあい工房の営業日並びに営業時間以外の利用定員は、ゆーあい工房の定員数とする。

### 6 利用者の日課

ゆーあい工房の日課を準用する。